

# 5

## 第5章

# 地域福祉活動計画の推進体制

## 1 実施計画の策定

第4章9で「重点実施事項」として特に3つの事業を挙げて3年間の実施計画を示しているところですが、第4章に掲げているそのほかのすべての事業についても、本計画実施期間となる平成30年度早々には3年間の事業計画を作成し、計画推進の具体的な目標を掲げるとともに、計画を評価していく際の指針となるようにします。

## 2 「地域福祉活動計画推進・評価委員会（仮称）」の設置

地域福祉活動計画の進行管理は、福生市社協に「地域福祉活動計画推進・評価委員会（仮称）」を設置し、各年度の進捗状況などを評価します。また、社会状況の変化により、必要に応じて見直し、調整を行います。

## 3 地域福祉活動計画の評価・見直し

地域福祉活動計画の評価・見直しについては、2のとおり「地域福祉活動計画推進・評価委員会（仮称）」で実施し、前年度の状況を踏まえて、各年度の事業計画に反映させていきます。

その評価結果は、ホームページ等で公表します。

## 4 福生市社会福祉協議会の充実強化

地域福祉活動計画を推進していくためには、地域福祉推進の中核的役割を担う福生市社協の充実強化が必要です。

そのため、今後のあるべき「福生市社協の姿」と社協経営の視点から、組織、財源、事務局体制などについて検討を進めます。

- (1) 社協運営の再構築
- (2) 組織基盤の強化
- (3) 財政基盤の強化
- (4) 職員の育成・資質向上